

事実解明を求める申し入れ提出！

新幹線地本は「東京第一運輸所での組合掲示不当介入」について申 19 号を 5 月 10 日に申し入れた。東一運分会は地本を通じ、これまで業務委員会や団体交渉を開催するよう二度にわたり申し入れてきた。幹鉄事は「事実関係を確認したが、掲示物の内容について抗議や介入した認識はない」と運転科長から聞き取りした内容を明らかにしようともせず、誠意のない回答に終始してきた。私たちは会社のつかんでいる事実関係を解明するために今回再度申し入れをした。解明事項はいたってシンプルであるが内容は事の本質に迫るものである。申し入れ内容は以下の通りだ。

1. 会社は、事実関係を確認した日時、方法、石橋運転科長との聞き取り内容を含め調査記録を開示すること。

私たちが「不当労働行為」であると掲示に訴えてから**三か月半が経過**している。だが、**この問題を長引かせようとしているのは私たちではない！幹鉄事だ！**最初に提出した事実解明を求める申 16 号に対して一ヶ月、団体交渉を求めた申 18 号も一ヶ月を超えてから「開催しない」と通告してきた。ここまでかかる時間はどういうことだ！？「沈黙は金なり」ではないが、考えられることは時間をかけて**この問題の関心が薄れてくるのを待っている**というしかない。

幹鉄事は直ちに団体交渉を開催せよ！会社のつかんでいる事実に自信があるなら団交の場で堂々と言えばいい。「申 19 号も一カ月待って…拒否するから…」なんてジョークは聞き飽きたぞ！！